

○独立行政法人平和祈念事業特別基金の保有する個人情報の開示の実施に関する規程

平成17年3月31日 規程第2号

(保有個人情報の開示の実施の方法)

第1条 独立行政法人平和祈念事業特別基金の保有する法人文書に記録されている保有個人情報の開示の実施については、独立行政法人平和祈念事業特別基金の保有する情報の公開に関する規程（平成15年規程第27号。以下「情報公開規程」という。）第1条に定めるところにより行う。

(手数料の額等)

第2条 独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第26条第1項の規定により納付しなければならない手数料（以下「手数料」という。）の額は、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書一件につき三百円とする。

- 2 開示請求をする者が情報公開規程第2条第2項各号のいずれかに該当する複数の法人文書に記録されている保有個人情報の開示請求を一の開示請求書によって行うときは、前項の規定の適用については、当該複数の法人文書を一件の法人文書とみなす。
- 3 手数料は、開示請求書に添えて、現金により納付しなければならない。
- 4 開示を受ける者は、手数料のほか郵送料を納付して、開示請求に係る保有個人情報が記録されている法人文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該郵送料は、郵便切手で納付しなければならない。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。